

# 大阪公立大学工業高等専門学校いじめ防止基本方針

制定 令和 6 年 4 月 1 日

## はじめに

「いじめ防止対策推進法」が平成 25 年 9 月 28 日に施行され、「いじめの防止」、「いじめの早期発見」及び「いじめへの対処」のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を策定することとされております。この法律の趣旨に則り、大阪公立大学工業高等専門学校（以下、「本校」という。）は、本校に在籍する学生の「いじめ」に適切に対応するため、「大阪公立大学工業高等専門学校いじめ防止基本方針」（以下、「基本方針」という。）を策定するものである。

## 1 「いじめ」の定義

「いじめ」は、「いじめ防止対策推進法」において「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されている。この「基本方針」においてもこの定義に従う。

## 2 「いじめ防止」の基本的考え方

いじめは、何時でも起こりうることを踏まえ、全ての学生を対象としたいじめの未然防止が重要であり、いじめを生まない環境の維持を本校教職員が一体となって継続的に取り組むものとする。

そのため、学校の教育活動全体を通じ、全学生に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。更に、いじめの背景にあるストレス等の要因にも十分注意し指導にあたる。

## 3 「いじめ」の早期発見

「いじめ」の早期発見は、「いじめ」への迅速な対処が不可欠である。全ての教職員や保護者が連携し、ささいな兆候であっても、「いじめ」ではないかとの疑いを持って、早い段階から関わりを持ち、「いじめ」を隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめの認知に心掛ける。また、「いじめ」の早期発見のため、学生が「いじめ」を訴えやすい環境も整える。

## 4 「いじめ」に対する措置

「いじめ」があることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた学生やいじめを知らせてきた学生の安全を確保し、いじめたとされる学生に対して事情を確認した上で適切に指導する。また、事案に応じ、公立大学法人大阪との連携を図る。

そのため、教職員は平素より、「いじめ」を把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、組織的な対応をする。

## 5 ネット上の「いじめ」への対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除させるなど必要な措置を取る。また、名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合は、プロバイダに対して速やかに削除を求める。

なお、学生の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

パスワード付きサイトや SNS、携帯電話のメールを利用した「いじめ」などについては、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にもこれらについての理解を求めていく。

## 6 いじめ問題に係る内部体制

本校の学生に係る「いじめ」に相当する行為の防止、早期発見及び該当行為への対処を的確に行うために、次の構成員にて対応を議論する。

### (1) 構成員

- ・委員長は学生主事とする。
- ・委員は、学生主事が必要と認めた教職員とする。

### (2) 役割

- ・本校の「いじめ防止」等の取組、相談内容の把握、学生や保護者への「いじめ防止」の啓発に関する取組の検討と実施。
- ・いじめの相談があった場合には、当該学生の学級担任を加え、事実関係の把握、関係学生及び保護者への対応を行う。
- ・なお、「いじめ」に関する情報については個人情報の取扱いに十分注意しながら、本校の教職員が共有できるようにする。
- ・本校の「いじめ」問題対策についての検証を基に改善を行う。

### (3) 校長への報告

- ・学生主事は審議結果を速やかに校長に報告し、承認後実施する。

## 7 重大事態への対応

重大事態が発生した場合は、速やかに以下の対応を行う。

なお、重大事態の定義は、「大阪府いじめ防止基本方針」に準じる。

- ・重大事態が発生した場合は、公立大学法人大阪等に迅速に報告する。
- ・校長の指示の下、第三者を交えた調査委員会を設け調査する。
- ・重大事態の事実関係を速やかに把握し、調査委員会に報告する。

- ・「いじめ」を受けた学生及び保護者に対して、真摯に情報提供をする。
- ・本校の学生及び保護者に調査結果を報告する。

## 8 その他

この基本方針は、本校の状況に応じて、学生委員会において点検・見直しをすすめ、適切に改訂を行う。

### 附則

この基本方針は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する